

ハローワークの求人情報のオンライン提供に関する検討会開催要綱

1 趣 旨

日本再興戦略（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）において、「ハローワークの保有する求人情報を、民間人材ビジネスや地方自治体に対して、来年度中のできるだけ早期に提供を開始するなど、多様なサービスを提供可能にする。」などとされたことから、平成 26 年 9 月から、ハローワークの求人情報のオンライン提供（以下「オンライン提供」という。）を民間人材ビジネス、地方自治体等に対して実施してきているところである。

今般、地方分権改革に係る「平成 27 年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成 27 年 12 月 22 日閣議決定）において、「国が地方公共団体に対しオンラインで提供する情報の範囲に、企業が求める人材像、より詳細な労働条件等が含まれるようにする方策について平成 28 年度中に検討し、その結果を踏まえ必要な措置を講ずる。」とされたところである。

このため、地方公共団体へオンライン提供する求人票には掲載されていない求人情報の提供範囲等について検討を行うため、「ハローワークの求人情報のオンライン提供に関する検討会」（以下「検討会」という。）を開催する。

2 主な検討事項

- (1) 求人票に掲載されていない提供対象とする求人情報の範囲
- (2) 公的な性格を踏まえ、現在、地方自治体と同様の提供を行っている公共職業能力開発施設等も同様の提供先とするかどうか

3 検討会の運営

- (1) 検討会は、厚生労働省職業安定局長が、学識経験者等の参集を求め、開催する。
- (2) 検討会の座長は、参集者の互選により選出する。
- (3) 座長が、必要があると認めるときは、関係者の参加を求めることができる。
- (4) 検討会の庶務は、厚生労働省職業安定局首席職業指導官室において行う。

4 参集者

別紙のとおり。

5 開催時期

平成 28 年 10 月～